

令和7年度版

自治会活動の手引

春日部市自治会連合会
春日部市



KASUKABE Residents' Association

目 次

1. はじめに	2
2. 春日部市自治会連合会の主な歩み	3
3. 自治会とは	4
4. 自治会活動の内容	5
5. 自治会の運営	6
6. リーダーの役割	7
7. 自治会連合会への加盟	7
8. 自治会活動の進め方	8
9. 諸変更届（代表者交代時、広報部数や届先変更時など）	10
10. 春日部市自治会連合会会則	13
11. 春日部市自治会連合会慶弔及び表彰規程	16
12. 春日部市自治会連合会地域貢献賞表彰要領	17
13. 春日部市自治会連合会加盟自治会	22
14. 自治会への加入促進に関する協定の概要	26
15. 春日部市犯罪情報の住民提供等に関する協定の概要	26
16. 自治会加入促進事業	27
・自治会加入申込書	・落ち着いて避難しましょう
・どうして自治会加入を勧めるの？	・自治会に加入して住みよい街に
・来るべき時に備えて	
17. 自治会運営相談窓口	33
18. 自治会連合会ホームページ	34
19. かすかべ自治会カード	35
20. SDGsの推進	38
春日部市からのお知らせ	39
1. 認可地縁団体（代表交代時、規約変更時などの届出）	40
2. 自治会活動と個人情報保護	43
3. 市民活動総合補償制度	46
4. 外国人への対応	48
・町内会・自治会／ゴミの分別と収集日（日本語英語併記版）	
5. 虐待等の社会問題への対応	51
6. 春日部市市民センター（地区センター・公民館）	57
7. 自治会に関わる各課の事業	58

1. はじめに

昭和29年、旧春日部市で市制が始まり、昭和31年、当時の人口3万 3286 人、5934 世帯の旧春日部市に春日部市地区長会が発足。以来、各自治会などの健全な発展と地域間相互の連絡調整を図りながら、市との協調・連携を通じてより良い地域づくりに努め、平成10年には春日部市自治会連合会となりました。

一方、昭和39年、旧庄和町で町制が始まり、長く大字単位の地区長制でしたが、昭和62年(当時の人口1万 6521 人、2942 世帯)ごろ、町が促し独立・設立された多くの市街地自治会も新たに加え、庄和町区長会が始動。行政が掲げる区・自治会を主役にしたまちづくりを押し進めてきました。

そして、これら2つの連合体は両市町合併翌年の平成18年に組織統合し、住民自治活動はもとより市との連絡調整活動でも重要な役割を果たし現在に至っています。

さて、市内協力事業者においてカードを提示することで、特典やサービスを受けられる「自治会カード事業」を令和元年11月から実施していますが、昨年は第2期(令和6年11月1日～令和11年10月31日)事業を継続することになりました。現在も150を超える市内事業者に協力をいただき、地域経済を含めたコミュニティ全体の活性化を進めています。

また、令和7年4月には、物価高騰の影響を受けている各自治会に対し、自治会活動の継続を支援し、地域コミュニティの活性化を図るため、「春日部市自治会活動支援給付金」の支給を実施することが決定しています。

連合会では、これからも市民と行政のパートナーシップと「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、「地域の方々のためにできること」の実践を通じ、より良い地域コミュニティを会員の皆様とともにつくってまいります。この「自治会活動の手引」をその一助になるものとしてご活用いただきますようお願いいたします。

令和7年5月

春日部市自治会連合会

会 長	伊 澤	秀 雄 (武里地区自治会連合会)
副会長	並 木	素 生 (粕壁地区自治会連合会)
副会長	野 村	三 男 (内牧地区自治会連合会)
副会長	岡 本	文 雄 (豊春地区自治会連合会)
副会長	鈴 木	敏 仁 (幸松地区自治会連合会)
副会長	中 島	邦 彦 (豊野地区自治会連合会)
副会長	細 谷	悟 (庄和地区自治会連合会)

2. 春日部市自治会連合会の主な歩み

年	自治会連合会の主な活動	春日部市の人口及び世帯数(10月1日現在)
昭和29年	春日部町、豊春村、武里村、幸松村、豊野村が合併し、旧春日部市の誕生。 川辺村、南桜井村、富多村、宝珠花村が合併し、旧庄和村の誕生。(昭和39年、旧庄和町の誕生。長く地区長制が続く。)	(旧春日部) 32,124人 / 5,709世帯 (旧庄和) 14,684人 / 2,457世帯 (ともに7月1日現在)
昭和31年	春日部市地区長会の発足。昭和52年以降の定期総会は鬼怒川で開催。昭和62年からは研修会、昭和63年からは講演会も開始。	(旧春日部) 33,286人 / 5,934世帯
昭和62年	(旧庄和)この頃、市街地自治会の新設・大字区からの独立が町により促され、住宅地に誕生した自治会を加えた庄和町区長会が始動。区・自治会毎に受持ち町職員を配置する地域担当者制や予算公聴集会などとともに、区・自治会を主役にしたまちづくりを開始する。	(旧庄和) 36,377人 / 9,471世帯
平成2年	(旧春日部)公職選挙法遵守決議宣言	(旧春日部) 188,912人 / 59,623世帯
平成8年	(旧春日部)地区長会報の発行開始。	(旧春日部) 201,376人 / 68,833世帯
平成10年	(旧春日部)地区長会が廃止され、旧春日部市自治会連合会が発足。	(旧春日部) 203,122人 / 71,461世帯
平成17年	旧2市町が10月に合併し、新春春日部市の誕生。旧庄和町区長会は庄和地区自治会連合会と改称。自治会活動の手引の発行開始。	(以降、新春春日部市) 243,069人 / 93,368世帯
平成18年	臨時総会で旧2連合会が統合。7地区195自治会(現198)の新春春日部市自治会連合会が発足。(粕壁24、内牧11、武里39、豊春27、幸松23、豊野14、庄和57)	242,082人 / 94,564世帯
平成20年	自治会加入促進対策特別事業の実施。地域貢献表彰の開始。	240,991人 / 96,515世帯
平成23年	自治会加入促進・自主防災啓発特別事業、東日本大震災被災者への義援金及び支援金の募金活動(～H29)の実施。	240,769人 / 100,008世帯
平成24年	以降、東部地域振興ふれあい拠点施設で定期総会を開催。自治会加入促進特別事業の開始。自主防災啓発特別事業(～H26)の実施。	239,991人 / 99,654世帯
平成25年	宅地建物取引業協会埼玉支部及び市との3者で自治会加入促進に関する協定の締結。自治会加入状況等に関する調査の実施。	239,184人 / 100,552世帯
平成28年	自治会加入促進・自治会活性化等特別事業の開始。熊本地震被災者への義援金募金活動(～翌年度)の実施。	236,487人 / 103,353世帯
平成29年	会報のカラー化。自治会運営相談窓口の創設。自治会加入状況等に関する調査の実施。地域貢献表彰で団体表彰の開始。糸魚川市大規模火災義援金募金活動の実施。	235,991人 / 104,508世帯
平成30年	自治会連合会ホームページの創設。	234,824人 / 105,361世帯
平成31年 令和元年	自治会加入促進・自治会活性化等特別事業実施の一環で、藤まつりパレードでの啓発活動、かすかべ自治会カード事業の開始。	234,234人 / 106,633世帯
令和2年	コロナ禍で書面表決での総会。市SDGs事業への協力を事業化。自治会活動写真コンテストの実施。カード事業冊子第2弾発行。	233,558人 / 108,090世帯
令和3年	「“じちかい”って何だろう？自治会ミニガイド」の作成。 「春日部市コロナに負けない元気な自治会応援給付金」の支給が決定。	233,196人 / 109,590世帯
令和4年	連絡網サービス「マチコミ」導入開始。 自治会加入促進ポスターの作成。	232,007人 / 110,574世帯
令和5年	七尾市あて能登半島地震災害義援金活動実施 「春日部市自治会活動支援給付金」の支給実施。	230,844人 / 111,456世帯
令和6年	かすかべ自治会カード事業 第二期事業継続 「春日部市自治会活動支援給付金」の支給が決定。	229,937人 / 112,835世帯

より詳細な歩みは連合会ホームページに掲載されています。

3. 自治会とは

自治会は、自分たちにとって住みよいまちをつくろうと地域の人々が集まり、親睦を深めながら皆で地域の問題や課題を解決し、これをきっかけに良好なご近所関係(地域コミュニティ)をもつっていきこうと、自主的に活動している任意の団体です。

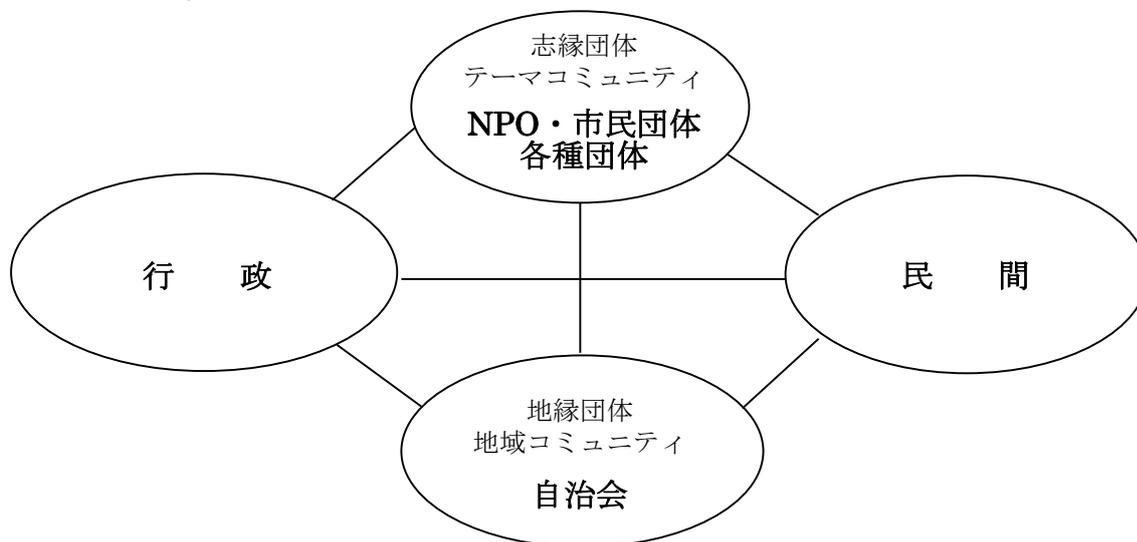
皆さんの地域にも、ゴミ集積所の維持の仕方、災害時対応や防犯対策、高齢世帯や子育て世帯への支援や見守りなど、生活者として「何とかしたい」と感じている課題が存在すると思います。それらを「自分事」として皆で一緒に考え、各々のできる範囲で無理なく、そしてアイデアにより誰もが「楽しみながら」取り組んでいけるよう工夫し、「持続可能な自治会活動」としていきたいものです。

一方、多くの自治会で活動の担い手不足が問題になっているかと思います。下図をご覧ください。地域を見渡してみると、それぞれの専門分野にノウハウを持つNPOや

市民団体などが存在しています。NPO等は、文化・イベント・環境・福祉・子育て・防災・スポーツ・・・などの個別テーマに関心のある人々のグループで、その活躍の場を求め非常に熱心に活動しています。皆さんの自治会でも、このような団体と協力し地域の課題と一緒に取り組んでいくことができるかもしれません。興味関心のある人々を巻き込んだ自治会活動が「自発的」で「熱心」な、そして「楽しみながら」「継続」していける活動につながります。

なお、NPO等の団体情報は、市民活動センター“ぼぼら春日部”のホームページで紹介されています。

持続可能な自治会活動のヒント



そもそも「まちづくり」は、様々な場所でくり広げられている皆さんの手による「住みよい地域づくり」の集大成とも言えます。「まちづくり」の主役は住み集う皆さんで、行政との協働で進められるものです。市でも平成22年4月に自治の基本ルールを定めた「自治基本条例」がつけられ、市民・議会・市役所が「共に考え、共に協力し、共に行動するまちづくり」を推進。更に、平成20年につくられた「市民参加推進条例」では、パブリックコメントや審議会委員公募の手続などを決めて協働によるまちづくりが進められています。

4. 自治会活動の内容

地域は、住民が生活する場であり、子どもたちの教育の場であり、人と人が交流する場であり、地域問題を解決する場でもあります。自治会は地域における自治組織として幅広く取り組んでいますが、少数で出来るものではなく多くの住民の参加協力が必要です。現代の社会は労働時間もまちまちで、家族形態も多様化し、共働きや高齢者の単身世帯が多くなっています。地域住民一斉に活動する時間が少なくなっています。従来のやり方を押し付けるのではなく、各々の地域に合ったやり方で参加方法や時間などを工夫することが自治会活動の継続にはとても大切です。

一般的に自治会は、生活の場を維持改善、充実していく代表的機能として以下の7つの機能を持ち、地域の包括的問題や課題に取り組んでいます。

1. **親 睦** 夏祭り、盆踊り、体育祭、その他の文化・スポーツ活動、旅行・ハイキングなど、地域の人々同士が知り合う機会となるもの。
2. **相互扶助** 非行防止、青少年健全育成、子ども会、敬老会の活動、バザー、地域によっては葬式の手伝いなど。
3. **安心・安全** 災害発生に備えた防火・防災訓練、街灯や防犯灯の維持管理、防犯パトロール、交通安全活動など。
4. **環境整備** 河川・道路・公園の清掃、資源回収など。
5. **行政補完** 広報等の配布、各種募金活動への協力、公共事業への協力など。

現在、自治会連合会では市からの業務委託契約を請け、各自治会により会員世帯への広報かすかべなどの配布を行っています。その他、警察から委嘱された地域防犯推進員や市から委嘱されたクリーンかすかべ推進員を通して、防犯や美化の活動にも取り組んでいます。その他、保護司、民生委員・児童委員についても自治会長が推薦します。また、社会福祉協議会の活動にも各自治会の力は欠かせません。行政のあらゆる分野と関わりがあり、自治会の協力なしでは行政の施策が進められないことがたくさんあります。

6. **要望・要求** 信号機の設置、街路灯、ガードレール、歩道や水路の整備などについて地域の総意として行政などへ伝えます。
7. **総合調整** 他の自治会やNPO 団体、地域での開発を行う業者、諸機関等との連絡窓口となり、地域の総意を伝えたりしながら調整し、時には協働していくこともあります。

その他、地震・洪水などの災害時に自治会からボランティアを派遣するなど活動も広がっています。

5. 自治会の運営

自治会運営には、役員、活動内容、運営方法などを定める規約が必要です。
一般的な規約は以下のような項目から構成されています。

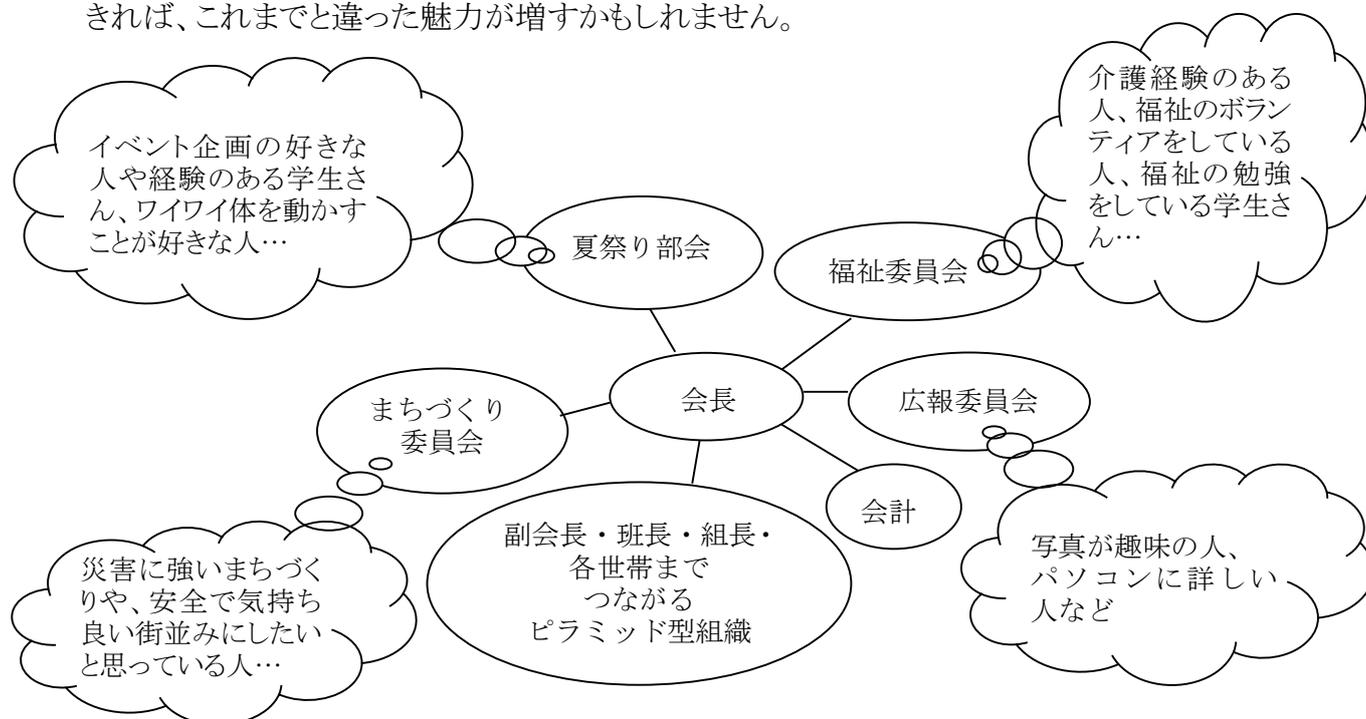
- ▶名称及び事務所
- ▶役員、役員会
- ▶区域
- ▶事業計画及び予算、事業報告および決算・総会
(総会種類、審議事項、開催要件・条件、議決)
- ▶目的および活動
- ▶会員、会費
- ▶資産(構成・管理)
- ▶規約の変更
- ▶会計、資産台帳 など。
- ▶集会施設使用

[ピラミッド型は基本形]

多くの自治会では会長、副会長、会計、各事業部長、組長・副組長、班長、副班長など、ピラミッド型の組織で構成され各世帯の住民はこの組織を通して様々な活動に参加します。

[事業展開は適材適所形]

個別の事業を展開するにはピラミッド型組織でなく、目的ごとに適材適所の集団(部会など)をつくと効果的です。その事業に興味・関心または知識・経験のある会員を募集して、特技・能力を生かした活動を促します。更に、NPO や各種市民団体(4 ページ)などと協力できれば、これまでと違った魅力が増すかもしれません。



6. リーダーの役割

自治会は住民の直接参加による最小の自治体とも言われ、自主性・任意性を重んじる団体です。その長や役員の役割は大変重要で、活動が活発で住民参加が多い自治会は、

- ▶ 住民の声を聞くシステムがある
- ▶ 役員が研鑽している
- ▶ 新旧役員のバランスが取れている
- ▶ 役員の個性が生かしている
- ▶ 継続する行事と新規の行事に取り組んでいる
- ▶ 役員同士の総意で会が運営されている
- ▶ その地域の特性に詳しい

等の特徴があり、チームワークが大切であることが伝わってきます。

特にリーダーは実行力・行動力・熱意・奉仕の精神が求められ、統率力・調整力・公平性が必要とされています。全国の自治会の中には、役員経験者が自治会への強力なサポーターとしてOB会を組織したり、自由な意見や提案を受け付ける仕組みを整え、それを協議したりするなどの工夫をする自治会が増えてきています。

また、役員の交代に備えて、自治会内の仕事内容のほか、外部団体などから引き受けている役職や出席しなければならない会議等を記録しておくこと、上手にリーダーの引継ぎができます。

7. 自治会連合会への加盟

既存団体からの分離自治会や、新設もしくは既存未加盟自治会(集合住宅等会)が春日部市自治会連合会に加盟するには、令和3年4月1日から以下の手順となりました。

- (1)自治会相談窓口(連合会事務局)での事前相談。
- (2)各地区自治会連合会での状況審査・自治連への推薦承認
 - ▶ 一般自治会は概ね100世帯以上、集合住宅自治会では概ね50世帯以上を目標値として組織し、活動していること。
 - ▶ 連合会・地区連合会の業務に対する協力見込みが得られること。
 - ▶ 周辺自治会との調整が行われていること。 等
- (3)連合会に「加盟申込書」の提出。
- (4)連合会理事会での承認。→【加盟】
- (5)連合会総会での報告

8. 自治会活動の進め方

各自治会では、規約や積み重ねられたノウハウやルールに従って、住民共通の利益と親睦を図るための活動が行われます。その運営は民主的であることはもちろんですが、合議制による会議運営、役割分担ができる組織づくり、明朗な会計・適正な予算執行に努め、「いつでも情報が開示できる」運営により、自治会会員から信頼を寄せられることが大切です。

このためには「明朗で適正な」予算執行を常に心がけ、会員から疑義を抱かれないようにすることが重要となってきます。

【 自治会の規約 】

既存会員や新たな転入者にも「開かれた自治会」であるためには、会の設置目的や運営方法など大切な事を明文化した会則が一般的に設けられます。

制定・改定の場合は総会の場での会員総意での決定が必要です。

【 事業計画 】

自治会活動の年間指針となるものです。会員の意見を反映しながら地域の特色を生かした、その時々が必要とされる新しい企画を計画します。

【 予算書 】

自治会の収入としては、会費のほかに寄附金、市業務委託料、預金利子などの雑収入があり、これらを収入科目にします。支出科目は、会議費・事業費・負担金・助成金・予備費などの他、備品費・光熱水費・報酬・交際費・修繕費など自治会の実情により必要とする科目を掲げます。年度末には会計を含む役員で来期の予算案を練り上げます。

予算を編成する場合、原則的には一つの会計だけで運営するのが望ましいのですが、自治会館建設費・災害時積立金等の特に多額の費用を要する案件は、一般会計と区別して特別会計とするのが一般的です。

【 収入の処理 】

収入科目毎に整理した一覧帳簿を作成し、収入年月日・収入先・金額・金額積算内容などの明細を記録。あわせて、収入を証する書類(通知書など)を日付順に整理し保管します。収入には**行政連絡等業務委託料**も含まれます。これは、広報紙の配布や行政からの各種回覧等を市から委託される際の経費で、連合会を通じて各自治会の口座に振込入金されます。委託料は各自治会会員の総意で用途先を決めることができます。下記例示のように総会決算書にも明示し、市への業務報告として提出ください。

委託料の算出過程を示すこの部分も明記ください。

項目	予算額	決算額	比較	説明
市業務委託料	180,000	180,000	0	地区割額 50,000 円+世帯割額 650 円×200 世帯

【 支出の処理 】

支出科目毎に整理した一覧帳簿を作成し、支出年月日・支出先・購入品名・金額・金額積算内容などの明細を記録。あわせて、支出を証する書類(領収書・口座振替伝票など)を日付順に整理し保管します。帳簿と口座での支出累計に相違がないか確認します。

(1)現金出納

班や組等で集めた会費を預かり、また、自治会館・集会所の利用料、公衆電話使用料等を定期回収し、これら現金を速やかに自治会口座に入金して、帳簿と口座での収入累計に相違がないか確認します。事業実施時には必要な現金を準備して、認められた支出先への支払いを行います。これらの際は、前述の収入・支出の処理のとおり整理しながら進めます。他に、役員変更の際は預金通帳・各種公共料金等の名義の変更手続きも行います。

(2)会計報告/決算書

会計年度(4月1日から翌年3月31日までが多い)が終了したら、1年間の収入・支出の状況を一覧にした決算書を作成し監査を経て総会で報告します。決算書は収入と支出の科目ごとに作成した帳簿を集計したもので、作成時には収入と支出を科目毎に帳票類を照らし合わせて、金額の出し入れに間違いが無いかどうかの確認を行い、最終的な残高は次期会計年度への繰越金となります。決算書が完成したら、挙証書類や預金通帳・定期預金証書などを添えて監査を受けます。

(3)財産管理

資産管理台帳・備品管理台帳等を整え、これに基づき所在・個数・状態を把握しておきます。耐用不可品もしくは不在品を発見した場合は速やかに自治会長等役員に報告します。

【 監査 】

監査担当者は、予算の執行状況や財産の管理状況について点検し、その結果を役員会や総会に報告します。監事は、監査を通じて会の目的に沿った事業が進められているかを確認するという職務を担っています。実際に書類を調べることもなく監査報告書に記名・捺印するようなことは厳禁です。以下の点に留意して行います。

- ▶帳簿や決算書の金額に記入誤りや計算上の誤りはないか。
- ▶帳簿や決算書の金額と領収書等の挙証書類の金額は一致しているか。また、挙証書類はすべて揃っているか。
- ▶決算書の収入・支出の差引残高(繰越金)は通帳残高と一致しているか。
- ▶資産状況について、適切に管理されているか。

【 総会 】

通常、総会は年1回年度はじめ(事業年度終了後の2か月以内が一般的)に行われます。会員の総意による自治会の最高決定機関として、前年度の事業報告・決算報告・監査報告や、当該年度の事業計画・予算書の承認、役員を選任、その他重要事項を決議します。

9. 諸変更届

いずれの届出書も該当事項に変更があった際は速やかに提出します。次ページ以降に掲載している届出書をコピーして使用できます。(いずれも市民参加推進課あてに提出)

お勧め

パソコンで作成する方は、連合会ホームページ、最初の画面(下方へ続いています)の中ほどにある「様式集ダウンロード」のアイコンから掲載様式の一覧へ展開します。

(1)自治会長・区長・地区長・町会長 異動届

新旧代表者の押印を要します。交代する期日も明示ください。自治会長宅が広報等の配送先になっている場合は、次項(2)の届も提出してください。また、認可地縁団体の場合は、下記(3)の届も必要です。

(2)広報紙配布部数等変更届

①表組の項目部分の「前号まで」「次号から(月号)」は、「広報かすかべ〇月号」の意味です。広報〇月号の自治会での仕分け配布作業は〇月の前月末に実施されますが、この「作業する月の分から」という意味で記入すると、錯誤の原因となりますので念のため注意ください。

②書式の「申込者」の部分に「No.」欄がありますが、各自治会に広報等が納品された時の梱包表示紙に記載されている4桁の番号です。この番号を告知いただくと、変更箇所を迅速確実に把握できます。

(1000～粕壁地区／2000～豊野地区／3000～豊春地区／4000～内牧地区／
5000～幸松地区／6000～武里地区／7000・8000～庄和地区)

(3)認可地縁団体に関する諸変更届

認可地縁団体となっている自治会は、更に必要な手続きを案内しますので、「認可地縁団体」の項も参照ください。

(4)その他

自治会の連合会への新規加盟や、業務委託の内容にも関係してくる自治会の解散などについては、直接、連合会事務局にお問合せください。

自治会長・区長・地区長・町会長 異動届

下記のとおり、令和 年 月 日から代表者を交代したので提出します。

自治会・区 地区・町会名	
旧 代表者氏名	
ふりがな	
新 代表者氏名	
新 代 表 者 住 所	〒344- 春日部市
新代表者 電話番号	自 宅 048 ()
	携 帯 電 話 ()
	<input type="checkbox"/> 常時、携帯電話への連絡を希望します。 <input type="checkbox"/> 緊急時のみ、携帯電話への連絡を希望します。
個人情報取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・裏面「春日部市自治会連合会名簿の取扱いについて」に基づき管理することにご理解ご協力をお願いいたします。 ・【任意】「春日部市自治会連合会ホームページ」において各自治会の情報を掲載しております。会長氏名の掲載に同意される場合は、下記に<input checked="" type="checkbox"/>をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> ホームページへの氏名掲載に同意します。
備 考	※その他、連絡事項がありましたらご記入ください

令和 年 月 日

新 代表者氏名 _____

春日部市自治会連合会会長 様

【事務局記入欄】

広報確認	名簿更新	GIS 更新	原簿更新
			(在任 年 月)

自治会長宅が広報等の配送先になっている場合は、次ページの書式②の届も提出してください。

広報紙配布部数等変更届

春日部市長 あて

届出者 住所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
配布先名称 No. _____

広報梱包紙に記載があります

広報紙等の配布に関して変更等が生じたので、下記のとおりお知らせします。

新規・変更・削除 (←該当するものに○をしてください)

項目	前月号まで	次月号(広報 月号)から
配布先名称		
配布先		
配布先住所		
電話番号		
配布部数		
回覧部数		
備考		

※毎月5日(閉庁日の場合、直前の開庁日)締め、翌月から反映

※該当する個所のみ記入してください。

自治会等受付専用(市民参加推進課扱)	
一覧入力	
反映号月	

毎月5日までに連絡いただくと、変更が反映されるのは**連絡月下旬**配布の「**広報かすかべ翌月号**」です。
例)広報かすかべ7月号(6月下旬配布)からの変更希望は6月5日までの届出が必要です。

10. 春日部市自治会連合会会則

(名称)

第1条 この会は、春日部市自治会連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連合会は、明るく住みよいまちづくりのため、自治会、町会等の相互の連携を密にし市との連絡協調を図り、地域住民の生活環境及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 連合会は、本会の目的に賛同する自治会、町会等（以下「自治会」という。）をもって組織する。

2 連合会に、別表第1のとおり地区自治会連合会（以下「地区連合会」という。）を置く。

(事業及び業務)

第4条 連合会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡に関する事。
- (2) 行政機関及び関係団体との連絡協調に関する事。
- (3) 行政機関からの業務委託に関する事。
- (4) 運営委員の慶弔及び表彰に関する事。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(運営委員)

第5条 連合会の運営の円滑化を図るため、連合会に運営委員を置き、各自治会の会長をもって充てる。

(役員)

第6条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 理事 28名（会長及び副会長含む。）
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 3名

(役員任期)

第7条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 前条第一号、第二号及び第三号役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 前条第四号、第五号及び第六号役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- (3) 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 役員は、その任期が満了した場合においても後任者の就任するまで引続きその職務を行う。

(役員選任)

第8条 役員は次の方法で選出し、総会において承認を得るものとする。

- (1) 理事の選出地区連合会は別表第2によるものとし、各地区連合会において自治会長の互選による。ただし、理事の選出数は必要に応じ理事会において変更することができる。
- (2) 会長及び副会長は、理事の互選による。
- (3) 事務局長及び会計並びに監事は理事以外の運営委員のうちから理事会において選出する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。ただし、会長職務代理者は副会長の互選による。
- (3) 理事は、連合会の運営に関する事項を審議する。
- (4) 事務局長は、連合会の事務を統括する。
- (5) 会計は、連合会の会計業務にあたる。
- (6) 監事は、連合会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(顧問)

第10条 連合会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第11条 連合会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 正副会長会

(総会)

第12条 総会は、年1回開催する。

ただし、会長が必要と認めたとき及び全役員 $\frac{2}{3}$ 以上から開催の要請があったときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、連合会の運営委員又は当該運営委員から委任を受けた者をもって構成する。

3 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 役員 $\frac{2}{3}$ の承認に関すること。
- (5) その他本会の運営について重要な事項に関すること。

(理事会)

第13条 理事会は、会長が必要と認めたとき及び理事 $\frac{2}{3}$ 以上の要請があったときは、開催するものとする。

2 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) 総会で定めるもののほか、本会の運営に関すること。
- (3) その他会長において必要と認めること。

(正副会長会)

第14条 正副会長会は、会長が必要と認める会議の方針及び会議の原案、その他緊急事項等について審議し処理する。

(招集及び議長)

第15条 総会並びに理事会及び正副会長会は、会長が招集する。

2 総会の議長は、理事のうちから総会で選出する。

3 理事会及び正副会長会は、会長が議長となる。

(定足数及び表決)

第16条 会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。ただし、総会においては、委任状をもって出席にかえることができる。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会計)

第17条 連合会の経費は、会費・補助金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、別途定める。

(会計年度)

第18条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(経費の支弁)

第19条 役員が出張したときは、その経費を支弁することができる。

(事務局)

第20条 連合会の事務局を、春日部市役所自治組織主管課内に置く。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附則

1 この会則は、平成10年8月5日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 春日部市地区長会会則（昭和31年4月1日制定）は、廃止する。

附則

1 この会則は、平成15年5月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則

1 この会則は、臨時総会の議決後（平成18年2月18日）、平成18年4月1日から施行する。

附則

1 この会則は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

地 区 自 治 会 連 合 会
粕壁地区自治会連合会
内牧地区自治会連合会
武里地区自治会連合会
豊春地区自治会連合会
幸松地区自治会連合会
豊野地区自治会連合会
庄和地区自治会連合会

別表第2（第8条関係）

地 区 自 治 会 連 合 会	理事選出数
粕壁地区自治会連合会	5
内牧地区自治会連合会	2
武里地区自治会連合会	6
豊春地区自治会連合会	5
幸松地区自治会連合会	3
豊野地区自治会連合会	3
庄和地区自治会連合会	4

11. 春日部市自治会連合会慶弔及び表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部市自治会連合会（以下「連合会」という。）会則第21条の規定に基づき、会員等の慶弔及び表彰について必要な事項を定める。

(慶弔の基準)

第2条 連合会は、次の各号に該当する場合に祝金等を支給する。

- (1) 自治会が集会施設を新築した場合 祝金10,000円
- (2) 自治会会長が病気のため、2週間以上入院（ただし、同一の病気に起因する複数回の入院は除く。）した場合 見舞金5,000円
- (3) 自治会会長が死亡した場合 香典10,000円及び花輪1基または生花
- (4) その他連合会会長が必要と認めた場合

(表彰)

第3条 連合会会長は、自治会会長としてその職にある者又はあった者で、その業績が顕著なものであると認められるときは、理事会に諮り表彰する。

- 2 表彰は、永年勤続者表彰及び退任者表彰とし、範囲、資格及び内容は別表による。
- 3 連合会会長は、春日部市長による表彰を依頼することができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、連合会会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(在職年数の計算)

第4条 在職年数は、満年をもって計算する。ただし、過去に在職歴がある場合は通算して計算するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 春日部市地区長会弔慰金及び見舞金に関する規則（昭和62年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年5月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月18日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

別表（第3条関係）

	永年勤続者表彰	退任者表彰
対象者の範囲及び資格	在職期間が5年以上その職にある者又はあった者で、その業績が顕著であると認められるものに対し5年毎	在職期間が2年以上その職にあった者（表彰前に死亡した者を含む。）で、その業績が顕著であると認められるもの
内 容	表彰状及び記念品	表彰状

1 2. 春日部市自治会連合会地域貢献賞表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、市内各地区において、顕著な地域貢献活動を行ったものに対し地域貢献賞（以下「貢献賞」という。）の表彰を行うことにより、安心安全な地域づくりを図るとともに、自治会の存在を広く市民にPRすることで自治会活動の充実を図り、もって地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(貢献賞)

第2条 貢献賞は、春日部市自治会連合会（以下「連合会」という。）に属する自治会会長の推薦により、次の各号のいずれかに該当するものに授与する。

- (1) 次条各号のいずれかに該当する地域貢献活動を3年以上継続して行った個人
- (2) 次条各号のいずれかに該当する地域貢献活動を8年以上継続して行った団体
- (3) 前2号に掲げるものに相当すると自治会会長が認めたもの

(選考基準)

第3条 貢献賞の対象となる地域貢献活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共生活への貢献活動 公共物の保護、公衆道德の普及又は実践その他公共社会のために尽くした活動
- (2) 生活安全への貢献活動 交通整理、交通指導、地域パトロールその他の事故防止又は防犯に尽くした活動
- (3) 環境美化への貢献活動 清掃、樹木若しくは草花の植栽等による生活環境美化改善又は環境衛生の保持改善に尽くした活動
- (4) 青少年指導への貢献活動 非行少年の補導、青少年の教育その他青少年の指導育成に尽くした活動
- (5) 社会福祉への貢献活動 高齢者又は社会的弱者に対する慰問、激励、介護その他の各種奉仕等によって社会福祉に尽くした活動
- (6) 自然と文化財保護への貢献活動 自然環境の保護改善又は文化財の保存若しくは保護に尽くした活動
- (7) 人命救助又は災害防止への貢献活動 人命救助又は災害を未然に防止した行為
- (8) その他 前各号に掲げるもののほか、表彰するに値するその他の活動

(表彰の方法)

第4条 表彰は、春日部市自治会連合会会長（以下「連合会会長」という。）が表彰状（様式第1号）に記念品を添えて行う。

2 連合会会長は、春日部市長（以下「市長」という。）に連名による表彰を依頼することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年度連合会会長が定める日に行う。

(候補者の推薦)

第6条 自治会会長は、第2条の規定に該当するものがあると認められるときは、表彰候補者推薦書（様式第2号）を連合会会長に提出するものとする。

(決定)

第7条 表彰の審議は、連合会の正副会長において審議し、理事会に諮り決定する。

2 連合会会長は、前項に基づき表彰を決定したときは、その旨を表彰決定通知書（様式第3号）により関係者に通知するものとする。

（善行賞への推薦）

第8条 表彰を受けた者が、春日部市表彰規則（平成17年規則第80号）第5条に規定する善行賞の要件を満たすこととなった場合は、善行賞の候補者として市長に推薦する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

（春日部市自治会連合会地域貢献賞表彰要領の廃止）

2 春日部市自治会連合会地域貢献賞表彰要領（平成20年12月19日制定。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要領の施行の日前に、旧要領の規定により表彰を受けた者は、この要領の規定により表彰されたものとみなす。

附 則

この規程は、令和2年9月24日から施行し、令和2年6月29日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

第 号	春日部市長 春日部市自治会連合会長	年 月 日	表彰します 表彰要領により地域貢献活動をたたえ （功記又はほう詞を述べる） よって春日部市自治会連合会地域貢献賞	表 彰 状 様
--------	----------------------	-------------	---	------------------

様式第2号（第6条関係）

表彰候補者推薦書

令和 年 月 日

春日部市自治会連合会長 様

_____地区自治会連合会

会長名 _____

推薦者 自治会名 _____

自治会長名 _____

次の者は、春日部市地域貢献賞に該当すると認められますので推薦いたします。

ふりがな			
氏名 (団体名)		生年月日	年 月 日
活動の内容 (○を付ける)	公共生活 ・ 生活安全 ・ 環境美化 ・ 青少年指導 社会福祉 ・ 自然と文化財保護 ・ 人命救助又は災害防止 その他 ()		
住所 (所在地)	〒 電話 ()		
職業			
経歴	活動歴 (年 カ月)		
功績の概要			

(注) 必要に応じ、関係資料を添付すること。

表 彰 候 補 者 推 薦 書

令和 年 月 日

春日部市自治会連合会長 様

_____地区自治会連合会

会長名 _____

推薦者 自治会名 _____

自治会長名 _____

次の者は、春日部市地域貢献賞に該当すると認められますので推薦いたします。

ふりがな			
氏名 (団体名)		生年月日	年 月 日
活動の内容 (○を付ける)	公共生活 ・ 生活安全 ・ 環境美化 ・ 青少年指導 社会福祉 ・ 自然と文化財保護 ・ 人命救助又は災害防止 その他 (
住所 (所在地)	〒 電話 ()		活動開始年月や活動内容、 役職など出来る限り詳しく 記載してください。
職業	例) 主婦、会社員、自営業、農業、無職 など		
経歴	H10. 4～H14. 4 / 集会所周辺の清掃及び花植え活動を開始 H14. 5～現在 / 自治会員から参加を募り、活動場所を広げる H16. 4～H18. 3 / いきいきサロン会計に就任 H18. 4～現在 / いきいきサロン代表に就任		
功績の概要	13年間、集会所周辺のゴミ拾いと、集会所の花壇の管理をしている。 平成14年より、自治会員から参加を募り、活動場所を藤通りにも広げ、地域の環境美化に貢献している。 また、平成16年からは「いきいきサロン」の会計に就任し、社会福祉にも貢献。平成18年より同代表に就任し、現在に至る。		

(注) 必要に応じ、関係資料を添付すること。

地域貢献賞被表彰者選考基準

(表彰の目的)

春日部市内における地域活動では、マスコミ等で取り上げられるような目立つ行動をしていなくても、地道でかつ立派な活動をされている方が多くいらっしゃいます。そのような方たちの功績を讃えるとともに、多くの市民のみなさんにその活動を知っていただき、地域コミュニティの活性化を図ることが目的です。

(表彰の効果)

受賞者の活動内容や理念を知っていただくことで、地域活動に対する理解や関心を高め、自治会活動が目指す「共に助け合い、暮らしに身近な地域の課題を解決しながら、心豊かに安心して暮らせる地域社会づくり」に寄与すると考えます。さらに、自治会の存在を広く市民にPRし、自治会活動の充実を図り、自治会会員の加入増を期待します。

(表彰の対象)

市内における自発的かつ継続的な地域活動のうち、個人の場合概ね3年間以上、または、団体の場合概ね8年間以上行われているもので、次のようなものを対象とします。

- ①活動を通して地域社会に大きな功績や貢献があったと認められ、他の模範と認められるもの
- ②表彰の対象となる活動について、役務の提供の対価を受けていないもの
- ③他の機関から受賞をした活動を除くもの

※宗教活動・政治活動・営利活動及び職務としての活動などは、対象となりません。

貢献賞の対象となる善行事例

種別	善行事例
公共生活	1 日頃から挨拶など温かな心で接して、地域交流を行っているもの 2 地域コミュニティの向上や地域の発展・まちづくりに尽力しているもの 3 人との交流・心のふれあいを通じ、コミュニティ意識を深め、輪を広げる活動を行っているもの
生活安全	1 交通整理や交通指導、地域パトロールなど、事故防止や生活安全活動を行っているもの 2 犯罪防止や犯人検挙に協力するなど安心なまちづくりに尽力したもの
環境美化	1 道路・公園・広場などの公共の場等の清掃美化活動、環境保全、改善活動や花いっぱいなどの緑化活動を行っているもの 2 空き缶・古紙などの資源リサイクル活動やゴミ減量の活動を行っているもの
青少年指導	1 見守りや声かけ運動・非行少年の補導など、青少年の健全育成に尽力しているもの 2 音楽やスポーツ・郷土芸能などを通して青少年の教育・指導活動を行っているもの
社会福祉	1 配食や奇術・音楽など、高齢者や社会的弱者に対する慰問、激励、安否確認などを行っているもの 2 介護や話し相手ボランティアなど、地域のつながり、ふれあいを大切にした奉仕活動を献身的に行っているもの
自然と文化財保護	郷土の自然・風致・史跡など文化遺産の保全、保護等を行っているもの
人命救助・災害防止	人命の救助や、災害を未然に防止するなど、他の模範となり、特に表彰に値すると認められる行為を行ったもの
その他	その他、住民の融和と連帯による地域社会づくりに貢献し、表彰に値すると認められる行為を行っているもの

1 3. 春日部市自治会連合会加盟自治会

加入世帯数: 令和7年3月1日現在

代表者氏名: 令和7年5月1日現在

合計198自治会加盟 / 58,511世帯加入
春日部市の総世帯数113,092世帯(令和7年3月1日現在)

粕壁地区 23自治会

No	自治会名	代表者氏名	加入世帯数
1	上町町内会	木村 浩	110
2	仲町町内会	小川 一博	246
3	本町地区会	関根 昌太郎	105
4	三枚橋町内会	山崎 義正	816
5	一宮町町会	岡安 高明	469
6	東町町会	福原 政行	804
7	川久保自治会	持地 則雄	813
8	大砂町内会	野口 純一	225
9	元新宿町内会	櫻井 俊治	680
10	内谷町会	佐藤 博	1,233
11	大池町会	笥田 吉一	580
12	浜川戸町内会	佐々木 望	403
13	宮本町町会	近藤 輝男	302
14	八木崎自治会	柴田 潔	620
15	内出町会	古垣 一美	245
16	春日町町内会	松永 彰	107
17	旭町町内会	坂巻 順	72
18	幸町町内会	伊藤 英夫	26
19	富士見町会	津山 宏一	343
20	元町町会	飯山 雅一	277
21	中央1丁目町会	村田 勸	329
22	中央2丁目町会	白石 昌三	146
23	立沼町会	並木 素生	390
粕壁地区加入世帯数			9,341

内牧地区 11自治会

No	自治会名	代表者氏名	加入世帯数
24	内牧一区自治会	永瀬 三郎	108
25	内牧二区自治会連合会	齋藤 栄	478
26	内牧三区	山本 敏明	104
27	内牧四区地区	野村 三男	208
28	グリーンパーク春日部自治会	草刈 祐一	222
29	梅田一区地区	岩松 捷次	110
30	梅田二区自治会	田中 良司	341
31	梅田本町地区	須田 秀雄	307
32	栄町一丁目町会	飯塚 悦子	539
33	栄町二丁目町会	相澤 勝美	323
34	栄町三丁目町会	森 義久	417
内牧地区加入世帯数			3,157

武里地区 40自治会

No	自治会名	代表者氏名	加入世帯数
35	備後下自治会	上原 孝一	94
36	備後東六丁目地区自治会	海老沢 昭三	271
37	正善第一自治会	高橋 泰稔	183
38	正善第二自治会	上原 十九三	193
39	備後田島自治会	古坂 正人	221
40	東急武里自治会	金子 清	435
41	備後上地区	上野 正己	731
42	備後西川自治会	石田 賢次	420
43	備後宮田自治会	菊崎 健士	446
44	備後同友自治会	横島 一男	269
45	備後朝日ヶ丘自治会	佐藤 正行	127
46	備後須賀第一自治会	石川 豊	194

(続<->)

1 4. 春日部市における自治会への加入促進に関する協定の概要

趣 旨 春日部市自治会連合会、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部、春日部市の三者が、安心安全で住みよいまちづくりを目指して、自治会加入を促進するため、相互に連携、協力すべく平成25年8月に協定書を取り交わしました。

実施内容 埼玉支部会員のうち、春日部市内の加盟店において、住宅購入者やアパート等の賃貸契約者に、自治会連合会が作成した、加入促進のチラシに、自治会名、自治会長の連絡先等を記入して配布することで、自治会加入の働きかけを行っています。

1 5. 春日部市犯罪情報の住民提供等に関する協定の概要

趣 旨 春日部市自治会連合会、春日部警察署、春日部市の三者が、犯罪から地域住民を守り、住民生活の安全・安心を図るため、犯罪情報の提供及び犯罪の注意喚起に協力すべく平成28年2月に協定書を取り交わしました。

実施内容

- ① 提供を受けた犯罪情報について、地域住民への注意喚起への協力
- ② 自治会内での安心安全メール(情報伝達媒体)の普及活動、警察活動への協力
- ③ 犯罪情報を認知した場合の速やかな通報など



16. 自治会加入促進事業

自治会連合会と市では、平成25年度に実施しました「自治会加入状況等に関する調査」の結果を基に、加入促進の方向性や加入促進に向けた取組をまとめた「自治会加入促進実施計画」を平成27年3月に策定しました。

この計画に基づき、加入呼びかけの進め方や取組参考例、想定問答集など掲載した「自治会加入促進マニュアル」を平成28年4月に策定しました。

平成30年には自治会連合会のホームページを創設し、各自治会のイベントや加入促進の取組状況など自治会活動に関する情報お知らせしているところです。

令和元年10月には市内事業者の協力を賜り、自治会員の皆様に「自治会に加入してよかった」という新たなメリットを感じてもらうため、「かすかべ自治会カード」事業を開始し、このたび第2期（令和6年1月1日～令和11年10月31日）事業を継続することになりました。

また、令和4年3月には「自治会とはなにか、どんなことをしているのか」といったことをかわいいイラストで分かりやすくまとめた「“じちかい”ってなんだろう？自治会ミニガイド」を作成し、市内に転入してきた方に配布をしているところです。

【各地区における加入促進キャンペーンの様子等】



(コピーしての利用可能です。)

自治会に加入して住みよい街に

〇〇〇 **住みよい街は地域の絆から** 〇〇〇

ふれあう

お祭り、体育祭などを開催し、
住民同士の交流を深めます

ささえあう

こどもから高齢者まで、地域の皆で
見守りあう活動をします

つたえる

広報紙や回覧板で地域の情報をお
知らせします



まもる

防犯パトロールや
防災訓練を
実施します



美しくする

ごみ集積所の維持管理、道路や公園
の清掃活動を行います



自治会は生活に密着した様々な活動を行っています。自治会に加入して
みんなで住みよい豊かなまちにしていきましょう。お住まいの地域の自治会がご不明の場合は、
ご近所の方、または市役所市民参加推進課（☎736-1127）へお問い合わせください。
自治会加入申込書を切り取り、お近くの自治会の役員にお申し込みください。

-----きりとりせん-----

自治会加入申込書

自治会（町会・地区・区）会長 様

年 月 日

住 所	春日部市	
世帯主氏名		
電 話 番 号		
ご家族の氏名 (任意記入)		

地震が起きても
あわてないで！

落ち着いて 避難しましょう

非常時
持ち出し品を
忘れずに！

- ① 水・食糧、医薬品類
(ベビー用品を忘れずに)
- ② 貴重品・現金
(印鑑・身分証明書・
預金通帳、保険証など)
- ③ 衣類・防災ずきん
(雨具・軍手なども)
- ④ 小物道具類
(懐中電灯・ラジオ・電池・
ビニール袋・コンロ・ラップ・
食器類・ナイフ・ロープ・
ウエットティッシュなど)

避難の
呼びかけに
注意しま
しょう

家を出るときは
電気の
ブレーカーを切り、
ガスの元栓を
締めましょう

ラジオ、テレビ
などで
正確な情報を
収集しましょう

動きやすい
服装と靴で
避難
しましょう

自治会 のご案内

あなたの自治会は

です

【自治会長の連絡先】

氏名

電話

住所

どうして自治会加入を勧めるの？

火事だけど、
消防車は
間に合うかな…？

地域の人々で
力を合わせ、初期消火
を行います。

地震などの災害が起
きた時、家屋の倒壊、停電、
断水、火事など、自分ひとりの
力ではどうすることもできない事
態におちいるかもしれません。
春日部市の自治会では、自主防災
組織をつくり、要援護者避難支援
や、日ごろから防災用品などの
備蓄や防災訓練を行い、い
ざという時に備えて
います。

誰にも
見つからなかったら
どうしよう…？

自治会の名簿などを
参考に、皆さんの
安否を確認します。

どこに避難したら
いいか、わからないわ…

避難所を整え、
誘導します。

A いざという時、頼りになるのは 地域の絆だからです！

自治会って何をしているの？

イベント開催

盆踊り・運動会・夏祭りなどさまざま
なレクリエーション活動を行い、地域に
住む人々の親睦を図っています。

防犯・美化活動

空き巣狙いやひったくりなどの犯罪を
防ぐためや、児童・生徒の登下校時の安
全確保のため、防犯パトロールなどを実
施したり、夜道の暗い場所に街路灯を設
置し、維持管理をしています。

また、清掃活動を行い、きれいなまち
づくりに努めています。

お知らせします

市の広報紙・回覧板・
掲示板などで、地域の大切
な情報をお届けします。



福祉活動

共同募金などの社会福祉活動に協力
しています。

ゴミを減らします

地域内のゴミ減量のため、新聞・カ
ン・ビンなどの資源回収を行っていま
す。

自治会に加入 するには



- お近くの自治会役員にお申し
込みください。
- 自治会役員の連絡先がわから
ない方は、市役所市民参加推
進課(市自治会連合会事務局)
までお問い合わせください。

直通電話：048-736-1127

FAX：048-733-3825

メールアドレス：sanka@city.
kasukabe.lg.jp

皆の力で住みよい街をつくっています！

市のホームページにも
詳しい情報を掲載しています

自治会に加入して 住みよい街に



2019年11月から 自治会カード事業 が始まります



カードの提示により市内協力店からサービスが提供されます。
お買い物はぜひ市内のお店で。
詳細は自治連ホームページ▶▶▶



自治会 Q&A

住みよい街は地域の絆から

Q 自治会って何ですか？

A 「自分のため」、「みんなのため」にもなる組織です。
地域に住む人たちが、協力して住みよい豊かなまちづくりを目指して、様々な活動を行っている任意の団体です。
昔から住んでいる人、最近越してきた人、アパート暮らしの人。みんな自分が住んでいる地域が「住みよいまち」であって欲しいと思う気持ちは同じです。自治会は「住みよいまち」をつくるために、様々な活動を行っています。

Q 自治会に加入すると、どのようなメリットがありますか？

A 加入していること自体がメリットです。
自治会は「住みよいまち」のために、防災・防犯活動、親睦活動、環境美化活動、広報活動など様々な活動を行っています。
私たちの生活の当たり前の安心や気持ち良い生活は、実は自治会活動があってこそです。誰かにお任せで与えられるのではなく、自治会に加入して自分でお気に入りの「住みよいまち」を作っていくのは楽しいことです。きっと、それはみんなの「住みよいまち」にもなるでしょう。

Q どうして自治会で祭りや行事をするの？

A 地域でしか子どもたちに体験させられないものだからです。
親は家庭の中で誕生会や、旅行など様々な体験をさせてあげられます。けれど、普段住んでいるまちの中で、遠くから聞こえてくる盆踊りの音や、友達と一緒に屋台に並ぶワクワク感は、地域のまちでしか体験できません。
お祭りや行事を催すには、労力がかかります。でも、地域の子も達が「ふるさと春日部」の情景を大事にして育ててもらえれば嬉しくないですか？
きっと、その情景は次の世代にも引き継がれていくことでしょう。

Q 高齢で自治会の事業にもなかなか参加できない。自治会費だけ払っているのは無駄じゃないの？

A 自治会に加入していることであなたも地域に貢献しています。
自治会活動は皆さんの自治会費によって運営されています。
ご高齢だったりお仕事が忙しくて、結果的に自治会の事業に参加できなくても、皆さんからいただいた自治会費により自治会活動は行われています。皆さんもしっかり地域に貢献しているのです。
他にもどんなことが出来るのか、まずは自治会に相談してみましょう。

Q いざとなったら行政が何とかしてくれるでしょ？

A 災害時に頼れるのは「遠くの親戚より近くの自治会」
大きな災害時には同時多発的に広範囲で被害が発生するため、救急車や消防車がすぐに駆けつけることはできません。
自分の命は自分で守る。まずは「自助」が重要ですが、その次に頼りになるのは「遠くの親戚より近くの自治会」です。
災害時などの混乱の中、周りが知らない人ばかりでは不安ですね。日ごろから自治会を通じて顔の見える関係づくりをしておくことが、いざという時のお守りになります。

春日部市自治会連合会
KASUKABE Residents' Association



来るべき時に備えて

～地域の支え合いで、日々の暮らしに安心を～

災害直後、最も頼りになるのはご近所や仲間同士の助け合いです。

自治会では、災害が発生した際に迅速に対応できるよう訓練を行っています。

日々の暮らしの安全は、自治会が団結して日夜努力しているからこそ。

いずれくる災害時に備え、助け合いませんか？

春日部市自治会連合会

KASUKABE Residents' Association

事務局 春日部市市民参加推進課

☎048-736-1111 (内線2875)

<http://www.kasukabe-jichiren.net/>



17. 自治会運営相談窓口

単位自治会で抱える様々な問題点であっても、他で良い解決策を持っていたり、共通課題として他の自治会関係者と一緒に考えたりすることで問題解決の糸口が見えてくるかもしれません。自治会運営の困り事などを、みんなで話し合ってみませんか？

自治会運営相談窓口の創設



お問い合わせは 各地区自治会連合会又は、事務局へ

事務局：春日部市役所市民参加推進課 048-736-1127

18. 自治会連合会ホームページ



若い世代をはじめ、あらゆる方々へ自治会活動をより効果的に紹介していくためにホームページを開設。現在展開中の事業から、各自治会の情報、更には、各種届出書類の掲載や地域で抱える問題点を自治会相互に知恵を出しあい解決へと導く場を設けています。

ぜひ、**春日部市自治会連合会** で検索し活用ください。
 [<http://kasukabe-jichiren.net/>]



「トップページ」

検索サイトで、「春日部市自治会連合会」と入力すると出てきます。画面は下方に展開できます。

「自治会カード」

業者募集⇒地元へ協力頂けるお店がありましたら、こちらに申込書があります。エクセル版も利用可。

応募事業者⇒特典を得られるお店への地図や営業情報、店のホームページへのリンク。

「案内・報告」

各自治会での事業予告や話題が掲載されています。他所での事例を学ぶきっかけにもなりそうです。**ぜひ、事務局へ情報を！**

トピックの部分をクリックして展開させ、記事・写真をご覧ください。

「案内・様式」

各自治会を個別に紹介するページへ展開。年間事業予定表や写真などから特徴を知ることができます。内容の更新は随時応じますので、ご連絡ください。

平成9年の会報1号から掲載しています。懐かしい話題に読みいってしまいます。

活動保険、個人情報、認可地縁団体等の情報や、自治会長異動届、広報部数変更届、各種書類一覧ページはこちらから。ワード・エクセル版なども有り便利です。

連合会の知恵袋⇒各自治会での困りごとや解決策を共有するためのコーナーです。新規勧誘や既存会員の役職免除や退会等の対応に苦慮されていることも聞き及びます。これらの悩みも含め、対応事例などもお寄せください。固有情報を一般化して共有します。

19. かすかべ自治会カード

「自治会に入っていてよかった」という新たなメリットを創出すると同時に、自治会員としての連帯感の醸成や、いざという時の防災情報取得、市内事業者の協力によるサービスを受けることのできる機能があるカードを配布して、地域経済をも含めたコミュニティ全体をさらに活性化していきます。(令和元年11月1日開始)

現在、第2期(令和6年11月1日～令和11年10月31日)事業を継続中です。

第2期開始時に各自治会から会員世帯に対し1枚配布しましたが、紛失等の場合は各自治会で再発行ができます。なお、自治会退会時にはカードを自治会長に返還ください

●使用方法

カード裏面に自治会名・世帯代表氏名等を記入し、のぼり旗やステッカー表示のある協力事業所でカードを提示ください。カードが利用できるのは同居の家族までです。その他の人への貸与・譲渡の場合は無効とします。

なお、協力事業店の所在、営業状況、サービスの内容等は連合会ホームページやパンフレットで確認できますが、最新情報は各事業所でご確認ください。

また、サービス自体は各協力事業所のご好意によるもので、自治会連合会の権限・責任で提供することはできませんことをご了承ください。

●協力事業者の募集

協力事業店の募集は随時受け付けています。協力いただけるお店がありましたら、「かすかべ自治会カード 協力申込書」に記入いただき市民参加推進課へご提出ください。



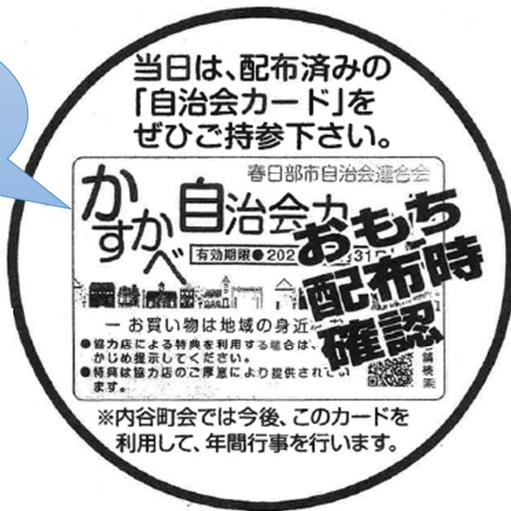
かすかべ自治会カード 活用案内

かすかべ自治会カードには次の3つの機能があります
いろいろと工夫してぜひご活用ください

①自治会員証機能

各自治会の行事などで提示することで、
連帯感を醸成し自治会活動の活性化につ
ながることができます。

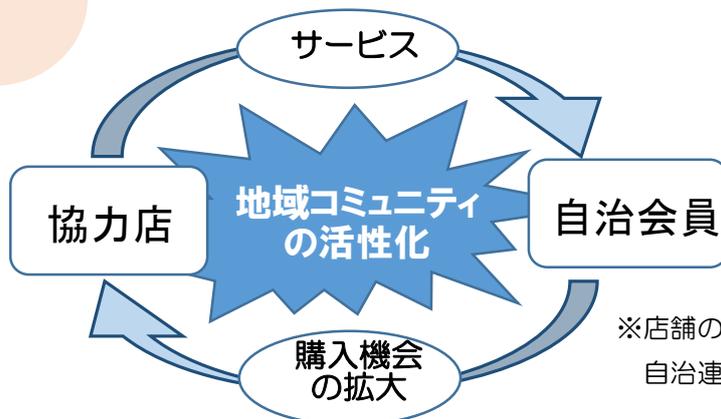
活用事例
「内谷町会」



②防災情報機能

家族で共有する避難場所の記
入や、最新の防災情報が得られ
るQRコードの掲載などにより
防災意識を向上させる機能

③地域活性化機能



※店舗の詳細情報は、
自治連 HP をご覧ください



自治会名	世帯代表者氏名
任意記入：家族構成人数 人（うち要支援者 人）	
我が家の避難場所・集合場所	
避難場所①	避難場所②
お役立ち災害・防災情報 災害用伝言ダイヤル 171 春日部市防災行政無線自動音声案内 0120-899-300（通話料無料）	
春日部市 安心安全 情報は こちら	

市内協力店の皆様に、過度な負担とならない位のちょっとした「お気持ち」によるサービスを提供いただき、自治会員も地域の大切な財産である協力店から買い物をするよう努める「気持ち」を返すことで、地域を一緒に盛り上げコミュニティの活性化につなげていく機能

20. SDGs(持続可能な開発目標)の推進

SDGsとは

- ・「誰一人取り残さない」持続可能で多様性、包摂性のある社会の実現のため、2030年を限度とする17の国際目標と169のターゲットを設定
- ・2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択



自治会諸活動との関連性

- ①全般的な自治会活動は11・17のゴール(目標)に関連します。
- ②防災・避難支援・防犯等の活動は11・13・16のゴールに関連します。
- ③ごみの減量化、資源化への協力は12・14のゴールに関連します。
- ④各種行事やイベントなどは11・17のゴールに関連します。
- ⑤かすかべ自治会カードは8・11のゴールに関連します。

春日部市の取り組み

春日部市では令和元年9月に春日部市SDGs推進本部を設置し、春日部市役所プラスチック・スマート宣言のもと、プラスチック削減への取り組みをするほか、市職員全員がSDGsロゴマークのピンバッジを着用し啓発を実施しています。

SDGsの取り組みは様々なステークホルダー(広い意味で関わり合うことのある関係者)の主体的な行動が重要となることから、春日部市自治会連合会としても市の取り組みに協力していきます。

そこで、市が募集している「かすかべSDGsパートナーズ」へ応募を表明し、会員第1号として登録されました。また、連合会ではSDGsマークのピンバッジを購入し各自治会長に着用いただき、地域での推進機運が高まるよう後押ししていきます。